



11月は国民健康保険強化月間です 国保資格の適正な適用についてご協力をお願いします

健康・保険課 国民健康保険係 ☎(232)4912
 税務課 住民税係 ☎(232)4911

国民健康保険の届け出は忘れずに！
 国民健康保険の加入・離脱をする場合には、届け出が必要です。

国民健康保険(国保)に加入する必要がある人

国保は、74歳までの人で社会保険(健康保険、船員保険、共済を含む)の被保険者およびその扶養者を除く、全ての人が加入する制度です。退職などの理由で他の健康保険に加入していない人は、国保に加入する必要があります。

国保に加入する

退職日から14日以内に健康・保険

- 必要書類
- 退職した会社などからの「健康保険等資格喪失証明書」
 - 印鑑
 - マイナンバーが分かるもの(保険の切り替えをする人と世帯主分)
 - 窓口に来る人の身分証明書

国保から離脱する

- 必要書類
- 国民健康保険証(離脱する人の分)
 - 新しく交付を受けた「健康保険証(全員分)」
 - 印鑑
 - マイナンバーが分かるもの(保険の切り替えをする人と世帯主分)
 - 窓口に来る人の身分証明書

早めの手続きをお願いします！



課または西部支所で届け出をしてください。

国保加入の手続きの注意点

■国保加入の届け出が遅れると
 社会保険の資格喪失日までさかのぼって課税されますので、早めに手続きをしましょう。

国保から離脱する

■社会保険に加入した場合も自動では切り替わりません
 社会保険に加入した場合は、国保



20歳の誓い 令和3年菊陽町成人式は2回に分けて開催します

生涯学習課 生涯学習係 ☎(232)4917

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、中学校区を単位とし、午前と午後の2回に分けて開催します。安全を考えての決定にご理解いただきま



■日時 1月10日(日)

※開催日が成人の日ではありませんので、ご注意ください。

- ① 菊陽中学校区 午前10時～11時
 - ② 武蔵ヶ丘中学校区 午後1時～2時
- ※例年に比べ、内容を縮小し、時間を短縮して開催します。

※新型コロナウイルス感染状況によつては、中止または変更する可能性があります。

- 場所 菊陽町図書館ホール
- 対象者 新成人(平成12年4月2日～平成13年4月1日生まれ)
- 案内状送付 10月1日時点で町内に住民票がある人に送付しています。当日は、案内状が入場券とな

りますので、必ずお持ちください。

■町外に転出された人の出席
 出席できますので、当日会場にお越しください。町ホームページから体調チェックシートをダウンロードし、記入して当日受付へ提出してください。ダウンロードできない人は、FAXや郵送で対応しますので、ご連絡ください。

注意事項

- ① 当日はマスクの着用、手指消毒、検温にご協力ください。
- ② 当日は発熱や咳の症状があるなど体調がすぐれない人は、出席をお控えください。
- ③ 新成人以外の会場への入場は、お控えください。介助が必要な人は、事前にご連絡ください。
- ④ 新型コロナウイルス感染症の陽性者と接触した可能性について、通知を受けることができる接触確認アプリCOCAのインストールにご協力ください。

を離脱するための届け出を自身でする必要があります。国民健康保険と職場の健康保険料を二重に支払ってしまうことがありますので、早めに手続きをしてください。

会社などにお勤めの人は健康保険・厚生年金に加入できないか確認しましょう

- 健康保険・厚生年金のメリット
- ・保険料の半分は会社が負担します。
- ・被扶養者の人の保険料の負担はありません。

社会保険の被扶養者になれる場合

同じ世帯に社会保険の加入者がいる場合、被扶養者として認定されることがあります。扶養の設定ができるかどうか、勤務先に相談してから手続きをしてください。

所得の申告を忘れずに

国保に加入している人は所得の申告が必要です。申告をしないと、国税の軽減が受けられなかったり、医療費の限度額申請時の判定が正しくできなくなったりします。申告していない人は税務課へご相談ください。

風しんの抗体検査・予防接種はお済みですか？

風しんの予防は、社会全体が風しんの免疫をもつことが重要です。対象者には、5月上旬に無料クーポン券を送付しています。抗体検査がまだお済みでない人や、抗体検査で予防接種が必要となった人は早めに受けましょう。

- 対象者 昭和37年4月2日～昭和54年4月1日間に生まれた男性で、未実施の人
- 抗体検査・予防接種実施可能機関 委託医療機関(町ホームページに掲載しています)、職場の健診など(抗体検査のみ)
- 料金 無料
 ※転入や紛失により、町のクーポン券を持っていない人は、再発行しますので、事前に健康・保険課までお問い合わせください。
- 問い合わせ 健康・保険課 保健予防係 ☎(232)4912

障がいのある人は各種手当を受給できる場合があります

一定基準以上の障がいがある場合、次の手当を受給できる可能性があります。詳細は問い合わせるか、町ホームページに掲載している各種手当のしおりをご覧ください。

手当の名称	対象となる人	手当月額	
特別児童扶養手当	身体または精神に、中度以上の障がいがある20歳未満の児童を家庭において監護している父もしくは母(所得が高い人)あるいは父母に代わってその児童を養育している人	1級：52,500円 2級：34,970円	年3回に分けて支給 ※改定される場合があります。
	著しい重度の障がいのため、日常生活において常時特別の介護を必要とする在宅の20歳以上の人	27,350円	年4回に分けて支給 ※改定される場合があります。
障害児福祉手当	重度の障がいのため、日常生活において常時介護を必要とする在宅の20歳未満の人	14,880円	

※所得が一定額以上ある場合など、受給できない場合があります。
 ■問い合わせ 福祉課 地域福祉係 ☎(232)4913

後期高齢者医療被保険者の皆さんへ お得な歯科口腔健診で美しい歯と健康を

歯と口の健康状態をチェックする健診を受診しませんか。

高齢になると、むせたり、喉につかえたりすることが多くなり、これが原因で肺炎を起こすことがあります。虫歯や歯周病を放っておくと、糖尿病や腎臓病、脳卒中、心臓病など全身の病気に影響するといわれています。大きな病気につながらないよう、入れ歯の人も毎年1回は後期高齢者の歯科口腔健診を受けましょう。

- 期間 令和3年2月末まで
- 場所 町内委託医療機関(要予約)
- 対象者 後期高齢者医療制度加入者(年に1回)
- 申込方法 健康・保険課に電話で申し込んでください。後日受診券をお送りします。
- 費用 400円
- 申し込み・問い合わせ 健康・保険課 国民健康保険係 ☎(232)4912

